

緊急事態措置等 (一部変更)

令和2年4月21日(令和2年4月24日変更)
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部
(変更箇所は朱書き部分)

県民の生命と健康を守ることを最優先に、感染防止対策の更なる徹底を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)に基づき、既に本年4月17日から実施している措置に加え、新たに、次について実施することとします。

県民の皆様には、ご不便をおかけしますが、なお一層のご理解とご協力をお願いします。

緊急事態措置等の期間 令和2年4月25日(土)から5月6日(水)まで
緊急事態措置等の区域 秋田県全域

1 休業を要請する施設

特措法施行令第11条に定める施設の種類のうち、社会生活を維持するうえで必要な施設等を除いた施設の管理者に対し、施設の使用停止(休業)の協力を要請します。

施設の種類	内 訳
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブ、性風俗店、アダルトショップ、個室ビデオ店、インターネットカフェ、まんが喫茶、カラオケボックス、ライブハウス、場外馬・車・舟券場 等
運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、武道場(※)、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、ホットヨガ、ゴルフ練習場(※)、バッティング練習場(※)、テニス場(※)、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、遊園地 等 ※屋内施設に限る。
劇場等	劇場、映画館 等
集会場、展示場等	集会場、展示場、貸会議室 等 博物館、美術館、図書館、科学館、動物園、植物園 等
大学、専修学校等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設
学習塾その他の学習支援施設	自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室 等
ホテル、旅館、休憩施設等	ホテル、旅館、スーパー銭湯、温泉休憩施設 等 ※宴会やカラオケなど集会の用に供する部分、ゲームコーナー等
商業施設	生活必需物資の小売り関係等以外の店舗 (ペットショップ、住宅展示場(集客活動を行い、来場を来場を促すもの)、古物商、古本屋、おもちゃ屋、DVD/ビデオレンタルショップ、アウトドア・スポーツ用品店、土産物店 等) 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 (エステティックサロン、岩盤浴 等)

※____の施設のうち床面積の合計が1,000㎡以下のもの及び____の施設については、特措法によらない協力依頼

2 営業時間の短縮等を要請する施設

社会生活を維持するうえで必要な施設のうち、飲食店等の食事提供施設については、感染拡大防止の観点から、営業時間の短縮等の協力を要請します。

施設の種類	内 訳	
食事提供施設	飲食店	営業時間の短縮を要請（5時～20時）、酒類の提供については、19時までとするよう要請。（宅配、テイクアウトを除く）
	居酒屋	
	料理店	
	喫茶店	適切な感染防止対策の協力を要請

3 事業の継続を求める施設

以下の事業者等については、適切な感染防止対策を講じていただきつつ、事業の継続を要請します。

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービス提供施設
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店、居酒屋、料理店、喫茶店 等 ※営業時間の短縮を要請（5時～20時）するとともに、酒類の提供については、19時までとするよう要請。（宅配、テイクアウトを除く）
宿泊施設等	ホテル・旅館（行楽を主目的とする宿泊の提供を除く。）、共同住宅、寄宿舍、下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、鉄道、レンタカー、船舶、航空機、物流サービス ※観光地における遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイ等を除く。
工場等	工場、作業場
金融機関、官公署等	銀行、証券会社、保険会社、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ゴミ処理関係 等

※「施設の種類」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月16日変更）を踏まえた整理

（注）事業の実施に当たっては、適切な感染の防止に留意